

都市計画道路川合山之口線及び山麓線道路整備事業に伴う 用地補償総合技術業務委託

特記仕様書

本委託は、箕面市が行う都市計画道路川合山之口線及び山麓線道路整備事業に必要な用地等の取得に伴う用地補償総合技術業務を委託するものである。

業 務 名 都市計画道路川合山之口線及び山麓線道路整備事業に伴う用地補償総合技術業務委託

業務場所 箕面市栗生間谷西三丁目及び栗生間谷東一丁目 地内

履行期間 契約締結日から令和8年3月18日

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、箕面市における上記業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第2条 適用基準

受注者は、本業務を実施するに当たり、用地補償総合技術業務共通仕様書(案)(近畿地方整備局)に準拠するとともに、契約書、特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

第3条 監督職員

監督職員とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第10条に規定する者である。

第4条 受注者の資格

受注者は、「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条第1項の別表に掲げる8部門全てにおいて登録を受けているものとする。

第5条 個人情報の取り扱い

受注者は、本業務の実施に当たって取り扱うこととなる個人情報については、個人の権利利益を保護するため、適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、日本産業規格 JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム要求事項に適合した同システム運用並びに体制整備がなされ、プライバシーマーク®の使用認定を受けているものとする。

第6条 その他

委託内容等に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

第7条 業務内容

（用地補償総合技術業務）

- 1) 打合せ協議
- 2) 概況ヒアリング等
- 3) 現地踏査等
- 4) 権利者の特定
- 5) 補償額算定書等の照合及び補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者等に対する公共用地交渉等
- 8) 公共用地交渉等記録簿作成
- 9) 移転履行状況等の確認
- 10) 関係機関との連絡調整

※打合せ協議は先行着手分を切り分けて2本立てで進める想定

第8条 成果品

本業務に係る成果品については、次に示すとおり、製本及び電子データを取りまとめ提出する。

- ・報告書一式（本仕様書第7条の各号に係るもの） 2部（A4版）
- ・電子データ一式 2部
- ・その他監督員が指示したもの

設計数量

(照合関係)

木造A	70㎡未満	1 棟
	70～130㎡	4 棟
非木造Bイ	200㎡未満	2 棟
非木造Bハ	200㎡未満	2 棟
	200～400㎡	1 棟
非木造Dイ	70㎡未満	1 棟
付帯工作物	住宅敷地A	4 戸
	住宅敷地B	2 戸
	住宅敷地C	1 戸
	農家敷地A	1 戸
	工場等敷地	3 箇所
	工場等敷地	1 箇所
	独立工作物	2 箇所
建物等の残地移転要件の該当性の検討		1 権利者
照応建物の設計案の作成		1 案
営業調査	B	4 事業所
動産	一般住家	5 戸
	事務所50㎡未満	1 事業所
	事務所	2 事業所
	工場	1 事業所
	倉庫	1 事業所
その他通損	仮住居又は借家人	3 世帯
	移転雑費	18 所有者 又は世帯
消費税等調査		10 事業所

(公共用地交渉権利者)

		数量	補正後数量
難易度補正	イ	8	2.4
	ロ	2	1
	ハ	3	2.4
	ニ	8	8
	ホ	2	2.6